

## 7月2日(月)は 町県民税(1期・一括)の納期限です

### ■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	1期・一括	7月 2日(月)
軽自動車税	全期	5月31日(木)
固定資産税	1期・一括	5月31日(木)

納め忘れがないかご確認ください

### ■町税や各種使用料などの納付には、口座振替が利用できます

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥児童クラブ利用料 ⑦子ども園利用料 ⑧学校給食費
- ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

□口座振替を希望する方は  
次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 北都銀行 ○秋田銀行 ○羽後信用金庫
  - 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

### ■町県民税(普通徴収)の減免申請期限は6月25日(月)です

生活困窮等に該当する方は減免の対象となる場合があります。

※納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。

※減免申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。  
また、失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

総 務 課

「おーいっ!」と呼ばば「はーいっ!」と駆け付けます!

## 「やまびこ座談会」をあなたの 行政区で開催してみませんか?

町では、町民の皆さまの声を直接お聞きする機会として「やまびこ座談会」を開催しています。「町長に直接話を聞いてほしい」「町づくりについてじっくりと聞いてみたい」など、どんなことでもかまいません。お気軽にお問い合わせください。座談会で寄せられたご意見・ご要望のうち、実現が可能なものは町政に反映していきます。

開催期間 ● 10月31日(木)までの平日

開催時間 ● 午前10時から午後8時までの時間帯で、1時間程度

会 場 ● 行政区が指定する場所(会館など)

※会場手配や当日の準備は、行政区にお願いします。

申込方法 ● 開催を希望する日の7日前までに、下記へお申し込みください。

※町長の公務の都合により、開催日時を調整させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

## 「ご意見はがき」をご利用ください

町では、町民の皆さまの町政に対するご意見やご要望をお聞きするため、行政座談会「やまびこ座談会」の開催やご意見箱「みさとミミーちゃん」の設置、ホームページから町へのメールなど、さまざまな広聴活動を行っています。これらの一環として、「広報美郷」へ年3回(6月、10月、

2月)、「ご意見はがき」を折り込んでいます。「ご意見はがき」で寄せられたご意見等に対し、町からの回答が必要な場合は、差出人氏名、住所等をご記入ください。なお、こちらのはがきは、ご意見だけでなく、文芸美郷への応募等にも利用できますのでぜひご活用ください。

申・問 町総務課 秘書広報班 ☎0187(84)1111

商工観光交流課

## 商店等が連携して行う取り組みに助成します

町内の商店や団体等が連携して行う、商店街の活性化や魅力あるまちづくりに向けた取り組みに対し、経費の一部を助成します。

対象団体 ● 3事業所以上で構成する団体

※同業種のみで構成される団体は対象外

補助率 ● 事業費の3分の2(上限額20万円)

※まちなかエリア内で実施する事業は上限額30万円

対象経費 ● 下記事業に要する経費(ただし、飲食代や事業のすべてを委託する場合は除く。)

対象事業 ●

- ①町内消費者に対する一層の利便性向上のための事業
- ②消費者の購買意欲や来町意欲を喚起する事業
- ③共同で行う担い手人材の発掘・育成のための事業
- ④共同で行う販路開拓や宣伝活動のための事業

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

## 町産品のブランド認定制度を推進します

町内で生産、加工または製造されたものを「美郷ブランド認定商品」として認定します。認定された商品および事業者は、町で公表し広く情報発信します。

**対象者** ● 美郷町に住所または事業所を有する方  
 ・美郷町内で生産、加工または製造された農林水産物や加工品、製造品のほか、美郷町の伝統文化、風土に合った特徴的なもの

### 認定までの流れ

申請→商品に対する評価用紙を申請者から商品購入者へ配布し回答(30以上)を収集→推進委員会で審議→(認定後)商品への認定表示および情報発信

## 特産品開発に対する取り組みに助成します

町内の産品を使用して加工または製造された農産加工品、民芸品等特産品の商品開発に対し、経費の一部を助成します。

**対象者** ● 美郷町に住所を有し、特産品開発に取り組む団体および個人事業者

**対象経費** ● ①特産品開発研究および市場調査に要する経費  
 ②特産品試作に要する経費

**補助率** ● 事業費の3分の2(一会計年度、上限額30万円)

## 海外向け販促物の制作に対する取り組みに助成します

外国語に対応したパンフレット等の販促物を制作する取り組みに対し、経費の一部を助成します。

**対象者** ● 町内で地場産品を生産または製造している方

**対象経費** ● 外国語対応の販促物制作に掛かる経費

**補助率** ● 事業費の3分の2

(同一年度内、上限額20万円)

## パッケージデザインに対する取り組みに助成します

地場産品の商品のPR力・認知度の向上や販売促進を図ることを目的とした取り組みに対し、経費の一部を助成します。

**対象者** ● 町内で地場産品を生産または製造している方

**対象経費** ● ①パッケージデザイン料

②デザイン企画費 ③イラスト制作費

※デザインに関する経費のみ。印刷料は対象外。

**補助率** ● 事業費の3分の2(同一年度内、上限額20万円)

## 展示会・商談会等への参加に対する取り組みに助成します

町内事業者が首都圏等で行う販路開拓および拡大を目的とした展示会等へ参加する場合、経費の一部を助成します。

**対象者** ● 町内に事業所等を有する事業者、団体等

**対象経費** ● 展示会等に参加するための経費(ただし、人件費等は除く。)

**補助率** ● 事業費の2分の1(同一年度内、上限額10万円。同一事業に対する申請は3回まで。)

**対象事業** ● 次の要件をすべて満たすもの

①物販および小売ならびに試食等を主たる目的とする事業でないこと

②町および町が主管する関係団体が経費の一部を負担する事業でないこと

③他の団体が実施する補助制度を利用していないこと

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

企画財政課

## 平成30年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的に統計法に基づく基幹統計調査として実施しています。対象となる事業所は製造業で、6月1日現在で調査を実施します。調査員が訪問しますので、調査へ

のご協力とご回答をよろしくお願いいたします。なお、調査の回答は簡単・安心なインターネットが便利です。詳しくは、今後配布される調査書類にてご確認ください。

問 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901